

令和 6 年 6 月 11 日現在

機関番号：32689

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2020～2023

課題番号：20K01338

研究課題名（和文）「雇用によらない働き方」の歴史的 position と労務供給契約に対する労働法的規制の課題

研究課題名（英文）The Historical Position of "Work Not for Employment" and the Challenges of Labor Law Regulations on Labor Supply Contracts

研究代表者

石田 眞 (ISHIDA, Makoto)

早稲田大学・法学大学院（法務研究科・法務教育研究センター）・名誉教授

研究者番号：80114370

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,000,000 円

研究成果の概要（和文）：本研究は、日本における19世紀から21世紀にかけての労務供給契約に対する法規制の展開過程を「3段階モデル」を使って分析し、現在問題となっている「雇用によらない働き方」の歴史的 position を検証するとともに、労務供給契約に対する労働法的規制の今後のあり方を検討することを課題とした。その結果、第1段階（19世紀）に関しては、明治前期における労務供給契約に対する法規制の実相を民事判決原本の「雇人」に関する下級審判例を素材に明らかにし、第3段階（21世紀）については、「雇用によらない働き方」が民法典の「雇用」そのものであることを明らかにすると同時にプラットフォーム労働に対する法規制のあり方を検討した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究で得られた研究成果には、次のような学術的意義がある。

第1は、これまでほとんど研究されることのなかった明治前期における労務供給契約に対する法規制の実相に迫ったことである。国際日本文化研究センター所蔵の民事判決原本のデータベースの中の「雇人」に関する下級審判例の分析がそれにあたる。第2は、民法における「雇用」概念の歴史的変遷の検討から、「雇用によらない働き方」とは、実は、制定時の民法典における「雇用」概念そのものであることを明らかにしたことである。そして、第3は、「雇用によらない働き方」の典型であるプラットフォーム労働に対する法規制のあり方を検討したことである。

研究成果の概要（英文）：This study analyzed the development of legal regulations on labor supply contracts in Japan from the 19th to the 21st century using the "three-stage model" and examined the historical position of "work not for employment", which is currently an issue, as well as the future of labor law regulations on labor supply contracts.

As a result, (1) for the first stage (19th century), this study examined the legal regulation on labor supply contracts in the early Meiji period, using lower court precedents concerning "hired person" in the original civil judgements as material, and (2) for the third stage (21st century), this study clarified that "work not for employment" is "employment" itself in the Civil Code and examined the legal regulation on platform labor which is typical of it.

研究分野：社会法学

キーワード：労働法 労務供給契約 雇用によらない働き方 プラットフォーム労働

様式 C - 19、F - 19 - 1 (共通)

1. 研究開始当初の背景

本研究の出発点は、個人事業主やフリーランスなどのいわゆる「雇用によらない働き方」で働く人が増加しており、そうした人への労働法的な規制のあり方をどのように考えたらよいのかということにあった。

ではなぜ、このような問題関心をもつに至ったのか。それは、いわゆる「雇用によらない働き方」の出現は、これまでの企業組織の変動や就業形態の多様化といった「変化」と異なる様相をもっていると考えたからである。具体的には、個人事業主やフリーランスとして働く人は、必ずしも企業組織に包摂されることなく働く場合が多く(例えば、兼業・副業)その意味で、「雇用によらない働き方」は、就業形態が多様化してもなお企業組織に包摂されるか否かによって労働法適用の可能性を探ってきた従来の労働法学の考え方に対し根本的な問題を提起していると考えたのである。つまり、「雇用によらない働き方」に象徴される労務供給契約の多様化に対する労働法的規制のあり方を考える場合に、これまでのように、伝統的な労働法制の拡大の可能性を探るだけでよいのかという問題関心があったのである。

2. 研究の目的

本研究の目的は、以上の問題関心を背景に、日本における19世紀から21世紀にかけての労務供給契約(他人の労働力の利用を目的とする契約)に対する法規制の展開過程を、それぞれの時代の企業組織や就業形態の特徴を念頭において導き出された「労務供給契約に対する法規制の3段階モデル」(後述)を使用して分析し、それを通じて、現在問題となっている「雇用によらない働き方」の歴史的位置を検証するとともに、民法において雇用・請負・委任という名称が与えられている労務供給契約に対する労働法的規制の今後のあり方を検討することである。

3. 研究の方法

本研究は、わが国における19世紀から21世紀にかけての労務供給契約に対する法規制の展開過程を、当該法規制が形成されてきた歴史的経路を様々な資料に基づいて実証的に研究する<歴史法社会学>の方法を採用している。

その際、本研究では、労務供給契約に対する法規制の歴史法社会学的研究を遂行する分析枠組として、企業組織の変動と就業形態の多様化という2つの視角から導かれる「労務供給契約に対する法規制の3段階モデル」(「3段階モデル」)を考案し、それを使用した。「3段階モデル」とは、以下のようなものである。

第1段階(19世紀)は、資本主義の初期的段階である。わが国では、労働法制が存在しないか、存在したとしても、工場法などの萌芽的な労働法が形成されはじめたばかり時期である。この段階では、異なった成員構成と就業形態をもつ3つの型(タイプA、タイプB、タイプC)の企業組織が併存していた。タイプAは、直接雇用の成員によってのみ構成される企業組織であり、様々な規模の家内経営である。タイプBは、直接雇用の成員と水平的に広がる間接雇用の成員によって構成される「外部請負制」が組み込まれた企業組織であり、製糸・織物業が典型である。タイプCは、直接雇用の成員と垂直的に広がる間接雇用の成員によって構成される「内部請負制」が組み込まれた企業組織であり、鉱山業が典型である。

第2段階(20世紀)は、機械制大工業の出現を経て資本主義が展開する時期である。労働法制が本格的に形成・展開する時期でもある。企業組織の支配的な形態は、直接雇用の成員により構成される「垂直統合型」(タイプD)のそれに収斂し、「伝統的労働法システム」は、かかるタイプDの企業組織とその成員を前提に構築される。

第3段階(21世紀)は、現在である。前段階で支配的となったタイプDの企業組織は引き続き存続するが、その変容形態である2つの型(タイプEとタイプF)が出現する。そのうち、企業組織の範囲の変容に関連するのがタイプEであり、企業組織の成員構成に関する変容に関連するのがタイプFである。とくに、タイプFでは、テレワークやプラットフォーム労働によって就業形態が外部的に拡散する一方、派遣や下請の活用によって就業形態は内部的にも拡散する。この第3段階では、第2段階のタイプDを前提に構築された「伝統的労働法システム」は、タイプEやタイプFの出現によって、その限界を露呈することになる。

4. 研究成果

以上の目的と方法をもって遂行された研究の成果としては、以下のものがある。

第1は、第1段階(19世紀)に関して、国際日本文化研究センターのデータベース「民事判決原本」の検索タイトル「雇人」に関する下級審判例を主な素材に、明治前期におけるタイプAの企業組織の下での労務供給契約に対する法規制の実相を明らかにしたことである。具体的には、労務供給契約における雇人取戻しの約定が「条理」などの契約に関する一般法理によって無効とされただけでなく、「人身ノ自由」や「心身ノ自由」を「人生天賦ノ自由権」と観念した上でその効果を私人間に及ぼすという近代法的な考え方によっても無効とされていること、労務供給契約を「労力」の「賃貸ノ契約」とみることにより、生身の人間である雇人そのものの

取戻しを否定し、契約違反の効果は損害賠償に止まるとしていることを明らかにした(石田眞「歴史からみた労務供給契約に対する法規制 明治前期における『雇人』をめぐる労働紛争と裁判所」季刊労働法 280号 111頁)。

第2は、「雇用によらない働き方」の歴史的位置に関して、日本民法典の「雇用」規定(民法623条以下)の制定過程にさかのぼると同時に、その後の同規定の規範内容の変化を辿りながら、その歴史的位置を仮説的に明らかにした。すなわち、日本民法における「雇用」の原意が「他者のために自分自身で労務を提供しその対価で報酬を得る契約」であるとする、「雇用によらない働き方」で働く人(=「発注者から仕事の委託を受け、主として個人で役務を提供し、その対価として報酬を得る者」)の契約形態は、「雇用によらない」ものではなく、「雇用」そのものではないかということである(石田眞「『雇用』の世界のバック・トゥ・ザ・フューチャー(Back to the Future)」労働法律旬報 2039号 4頁)。

第3は、第3段階(21世紀)に関して、「雇用によらない働き方」の典型であると言われているプラットフォーム労働(労働力取引に介在する労働プラットフォームの下での労務の提供)に対する労働法的保護の可能性について、<労働法と競争法の関係>という観点から考察したことである。その結果、プラットフォーム労働は、Uber型やクラウドソーシング型など、多様な形態をとるが、契約形式上はすべて自営業者として位置づけられ労働法的保護の埒外に置かれており、その意味でフリーランスなどの「雇用によらない働き方」で働く人の法的保護の問題と共通性をもつが、プラットフォーム労働の場合は、プラットフォームが介在することによって、他のフリーランスにはない特徴をもつこと、プラットフォーム労働への労働法的保護を<労働法と競争法の関係>という観点から考える場合、労働法における「労働者」概念と競争法における「事業者」概念の関係をどのように考えるが重要であること、が明らかになった(石田眞「プラットフォーム労働を契機に<労働法と競争法の関係>を考える」土田和博編著『デジタルエコシステムをめぐる法的視座』(日本評論社、2024年)183頁)。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計11件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 石田真	4. 巻 2039号
2. 論文標題 「雇用」の世界のバック・トゥ・ザ・フューチャー (Back to the Future)	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 労働法律旬報	6. 最初と最後の頁 4頁 5頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 石田真	4. 巻 2044号
2. 論文標題 定年後再雇用の嘱託職員と正職員間の基本給・賞与の相違と労働契約法旧20条違反の成否	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 労働法律旬報	6. 最初と最後の頁 6頁 14頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 石田 真・後藤 究	4. 巻 2020号
2. 論文標題 産業別労働協約をめぐる労働法と競争法	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 労働法律旬報	6. 最初と最後の頁 28頁 - 59頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 石田 真	4. 巻 280号
2. 論文標題 歴史からみた労務供給契約に対する法規制 明治前期における「雇人」をめぐる労働紛争と裁判所	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 季刊労働法	6. 最初と最後の頁 111頁 120頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 石田 眞	4. 巻 1987号
2. 論文標題 フリーランスの保護をめぐる労働法と競争法	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 労働法律旬報	6. 最初と最後の頁 4頁 5頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 石田 眞	4. 巻 1989号
2. 論文標題 労働者のキャリア形成への期待と配転命令権の限界	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 労働法律旬報	6. 最初と最後の頁 29頁 35頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 石田 眞	4. 巻 1999 - 2000号
2. 論文標題 労働法と競争法はどのような関係にあるのか - その歴史と今後の検討課題	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 労働法律旬報	6. 最初と最後の頁 70頁 78頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 石田 眞	4. 巻 271号
2. 論文標題 労働法学における「比較」と「歴史」	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 季刊労働法	6. 最初と最後の頁 91頁 - 103頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 石田 眞	4. 巻 1963号
2. 論文標題 なぜ日本の労働法学には自国の労働法に関する歴史研究が少ないのか	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 労働法律旬報	6. 最初と最後の頁 4頁 - 5頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 石田 眞	4. 巻 1980号
2. 論文標題 定年後再雇用者の処遇格差是正と「労働者の生活保障」の観点	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 労働法律旬報	6. 最初と最後の頁 11頁 - 17頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 石田 眞	4. 巻 1980号
2. 論文標題 定年後再雇用労働者の賃金引き下げと労働契約法20条違反の成否	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 労働法律旬報	6. 最初と最後の頁 27頁 44頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計2件

1. 著者名 土田和博、石田眞、小田切宏之、吉田克己、中島徹、越智保見、小向太郎、柴田潤子、青柳由香、五十嵐俊子、林秀弥、長谷河亜希子、中里浩、瀬領真吾、伊永大輔、渡辺昭成、若林亜里砂、渡辺徹也	4. 発行年 2024年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 393
3. 書名 デジタル・エコシステムをめぐる法的視座	

1. 著者名 浜村彰・石田眞・毛塚勝利	4. 発行年 2021年
2. 出版社 労働開発研究会	5. 総ページ数 445
3. 書名 クラウドワークの進展と社会法の近未来	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------